

美馬市社協ケアプランセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人美馬市社会福祉協議会が設置する美馬市社協ケアプランセンター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画を作成するとともに、居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、当該居宅介護者等が介護保険施設の入所を要する場合にあたっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 美馬市から介護認定調査の委託を受けた場合は公平、中立、さらに被保険者に対し正しい調査を行い、常にその知識を有するよう研鑽を深める。
- 4 美馬市地域包括支援センターから介護予防支援業務の委託を受けた場合は、介護支援専門員1人当たり8件を上限とするとともに、その業務量を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。
- 5 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美馬市社協ケアプランセンター
- (2) 所在地 徳島県美馬市脇町大字脇町 1265 番地 1

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援の実施に関し、事業所の従業者

に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 5名(常勤・内専従5名、管理者との兼務1名)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、毎週月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供は、次のとおり行うものとする。

2 居宅介護等に関する利用者からの相談を相談室等において受ける。

3 居宅サービス計画の作成には、事業所で独自に作成した課題分析票を用いる。

4 居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護認定、要介護状態区分の変更認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。やむをえない理由により、サービス担当者会議が開催できない場合は、担当者に対する適切な照会等を行う。

5 利用者の希望に基づく指定居宅サービスを提供するため、また、各サービス担当者が利用者の状況を把握し情報を共有することを目的とし、サービス担当者会議を利用者の自宅又は会議室等において開催する。

6 利用者の心身の状況及び、指定居宅サービス内容の適否を把握するため、1ヶ月に1回以上の居宅訪問を実施し、モニタリングの結果を記録する。

7 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。

(居宅介護支援の内容および利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は無料とする。

2 前項に定める額のほか、利用者の希望により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を行う場合には、それに要した交通費として、事業所から1キロメートル当たり15円徴収する。

3 居宅サービス計画の作成

4 居宅サービス計画に基づく指定居宅サービスの提供の確保を旨とする指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整を行う。

5 介護保険施設の入所を要する場合にあたっては、介護保険施設への紹介を行う。

6 要介護認定の申請に係る援助を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施範囲は、美馬市内とする。

(非常災害対策、事故発生時の対応)

第9条 非常災害時の対策について、施設を共用している事業所とともに、関係機関への通報および連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知する。

- 2 指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合は速やかに保険者、管理者、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決)

第10条 提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるものとする。

- 2 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う苦情の解決のための相談等にできる限り協力するものとする。

(虐待防止)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の発生又はその再発を防止のため次の措置を講じるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)虐待防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号②掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを美馬市に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に付する重要事項)

第14条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は社会福祉法人美馬市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月10日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、一部改正し、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、一部改正し、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、一部改正し、令和4年10月1日から施行する。